

第 1 回 上 島 合 併 協 議 会						
開 催 年 月 日	平成 1 4 年 8 月 2 0 日 (火)					
開 催 場 所	弓削町総合庁舎三階大会議室					
開 会	午後 2 時 0 7 分					
出 席 委 員	1	会長 木下 良一	2	副会長 稲本 一	3	副会長 田尾 紀
	4	副会長 佐伯 真登	5	委員 高浜 壮一郎	6	委員 越智 貴美夫
	7	委員 村上 雄一郎	8	委員 新川 健	9	委員 泉原 光雄
	10	委員 岡島 政則	11	委員 横川 武広	12	委員 林 栄一
	13	委員 大林 清孝	14	委員 毎木 正博	15	委員 濱田 光
	16	委員 沼田 裕章	17	委員 松原 彌一	18	委員 島根 亀夫
	19	委員 村瀬 忍	20	委員 加登 まゆみ	21	委員 平林 和夫
	22	委員 森本 義之	23	委員 村上 京子	24	委員 澤田 年光
	25	委員 加納 清二	26	委員 西村 孝子	27	委員 横井 昇一
	28	委員 大林 貞光	29	委員 森山 月美		
その他出席者	1	監査委員 山本 峯盛	2	幹事会委員 柏原 泰彦	3	幹事会委員 益崎 徹造
	4	幹事会委員 林 正城	5	幹事会委員 植田 正美		
欠 席 者	1	監査委員 大船 近義				
事務局出席者	1	局長 松崎 幸正	2	次長 大船 英夫	3	局員 森本 英隆
	4	局員 梨木 善彦	5	局員 山本 勝幸		
議 事	(1) 協議会会議録署名人の選任について (2) 報告事項 報告第 1 号 上島合併協議会規約について 報告第 2 号 上島合併協議会規約に関する協議書について (3) 議決事項 議案第 1 号 上島合併協議会会議運営規程の制定について 議案第 2 号 平成 1 4 年度上島合併協議会事業計画について 議案第 3 号 平成 1 4 年度上島合併協議会予算について (4) 協議事項 協議 第 1 号 合併協定項目について 協議項目第 1 号 合併の方式について 協議項目第 2 号 合併の時期について 協議項目第 3 号 新町の名称について 協議項目第 4 号 事務所の位置について 協議項目第 5 号 財産の取扱いについて 協議項目第 6 号 地方税の取扱いについて 協議項目第 7 号 一般職の身分の取扱いについて 協議項目第 8 号 町村議会議員の定数及び任期の取扱いについて 協議項目第 9 号 農業委員会委員の定数及び任期の取扱いについて (5) 議決事項 議案第 4 号 新町将来構想策定小委員会規程の制定について 議案第 5 号 新町の名称・事務所の位置検討小委員会規程の制定について (6) その他 上島合併推進協議会監査報告					
閉 会	午後 3 時 2 0 分					

松崎事務局長	定刻より若干早いんですが、委員の皆さま全員お揃いになりましたので、始めさせて頂きたいと思います。 只今より、第1回上島合併協議会を開催致します。本日の会議は、皆様方のお手元にあります会議資料の1枚目に会次第が入っております。その次第に沿いまして会を進行させて頂きますので、よろしくお願い致します。それでは、開会にあたり、上島合併協議会会長木下良一より、ご挨拶を申し上げます。会長、お願い致します。
木下会長	残暑、なお厳しい毎日ですが、本日、委員の皆様には、何かとご多用中のところを、ご出席頂きまして誠にありがとうございます。 当地域は、8月6日、合併重点支援地域に指定されました。そして、8月8日、4ヶ町村、各、それぞれの議会におきまして、その議を経て、法定の上島合併協議会が設立ということになりました。本日は、その第1回の協議会であります。この日を迎えることが出来たのは、ひとえに、住民の意を背景にした委員の皆様の、ご理解とご配慮、そして、適正、適切な協議、判断の賜物であります。改めて、厚く御礼申し上げたいと思います。 地域の将来をかけて、いよいよ、これからが本番であります。新しい地域の、新しい価値を創造するため、その方向をしっかりと明確にしていかなければなりません。それは、各島の、島にある人、自然、歴史文化を基にして、その心と特性を活かした、品格のある町づくりであると思います。私たちは、信頼と責任を持って、お互いに知恵と汗と声を出し合って、情緒に流されることなく、冷静に、柔軟に、そして何よりも真剣に対処しなければならないというふうに思います。私こと、続いて会長に選任されましたが、素より、至らざるところの多い者でございます。しかし、地域全体の将来を常に頭において、不偏不党、公正中立に努めてまいりたいというふうに思っております。どうぞ、皆様方の、一層のご理解と、ご指導、そして、お力添えを賜りますよう、お願い申し上げまして、開会の挨拶と致します。どうぞよろしくお願い致します。
松崎事務局長	どうも、ありがとうございました。 続きまして、愛媛県市町村合併推進本部本部員として、また、市町村合併推進地方本部長として活躍しておられ、任意の協議会である上島合併推進協議会の設立から、また、委員としてもご尽力を賜りました、今治地方局長高浜壮一郎様よりご挨拶を賜りたいと思います。高浜局長よろしくお願い致します。
今治地方局長	本日、こうして上島地区の法定協議会の発足の日を迎えたわけでありま

	して、改めて敬意を表したいと思います。 ご案内のとおり、全国的に合併の動き、急速に広まっております。本県におきましても、既に、この上島地区を含めて法定協議会が6つ、任意協議会が5つ、合計11の協議会が設置をされました。その構成団体数は、49市町村、県下70市町村の70%を占めるまでに至っております、県内での合併に向けた気運、非常に高まってきておるところでございます。これも偏に、地元の町村長さんをはじめ、議員の皆様方、そして、住民の方々、地域の将来に思いを馳せて、真剣に議論をされて、その賜物であろうと思います。県におきましても、先程、会長からお話もありましたが、去る8月6日、この上島地区を合併重点支援地域に指定をさせて頂きました。今後とも、新たな町づくりに向けた、支援を目指してまいりたいと考えております。この法定協議会、所期の目的を達成され、皆様方の夢を乗せた合併につながることを、心からご期待を申し上げまして、簡単ですが、ご挨拶とさせていただきます。
松崎事務局長	どうも、ありがとうございました。 続きまして、この場をお借りしまして、規約第7条第1項第4号に規定しております各町村長が選出する学識経験を有する委員の皆様と同条第2項に規定しております4ヶ町村長の協議により定めた委員の今治地方局長高浜壮一郎様に委嘱状を交付致したいと思いますが、時間の都合上、学識経験を有する委員の皆様につきましては、委員を代表致しまして、岩城村の西村孝子様に交付致したいと思います。それでは、岩城村西村孝子様、前へ起こしてください。 （西村委員、町長の前へ）
木下会長	委嘱状、西村孝子、上島合併協議会委員を委嘱します。平成14年8月8日、上島合併協議会会長木下良一 （西村委員、席に戻る）
松崎事務局長	続きまして、今治地方局長高浜壮一郎様に委嘱状を交付したいと思います。 （高浜委員、町長の前へ）
木下会長	委嘱状、高浜壮一郎、上島合併協議会委員を委嘱します。平成14年8月8日、上島合併協議会会長木下良一

	(高浜委員、席に戻る)
松崎事務局長	なお、その他の学識経験を有する委員の皆様には、既に、お手元の封筒に委嘱状を入れておりますので、後でご確認ください。 委員の皆様、今後ともよろしくお願い致します。 それでは、会次第では、委員及び事務局職員の紹介とありますが、委員の皆様には、自己紹介を賜りたいところではございますが、委員の皆様、任意の協議会でありました上島合併推進協議会の折りと変わっておりませんので、省略させて頂きたいと思います。なお、参考と致しまして、資料の９ページに名簿をつけておりますので、後でも見ておいてください。 それでは、早速協議に入りたいと存じますが、ここで規約第１０条第２項の定めるところによりまして、これからの議事、進行につきましては、会長に議長をお願いしたいと思います。 会長、お願い致します。
木下議長	それでは、規程に基づきまして議長を務めます。 はじめに、協議会の会議録の署名人の選任についてであります。私の方から指名をいたします。弓削町越智委員さん、生名村平林委員さん、よろしくお願い致します。 次に、報告事項であります。それぞれ関連ございますので、一括説明を致します。
松崎事務局長	それでは、事務局より報告致します。 まず、上島合併協議会規約について報告致します。 この規約につきましては、委員の皆様方におかれましては、既に、十分ご理解されていることと思いますが、上島４ヶ町村長により、事前に協議され、８月８日の各町村の臨時議会で法定協議会設立議案に添付し、議決後、同日付で告示され、同日付で施行されているものでございます。規約の内容につきましては、任意の協議会の上島合併推進協議会規約と、若干の違いはあるものの、ほぼ同じでありますので、簡単に変更点のみ説明させて頂きます。 上島合併協議会規約は、協議会資料の２ページに載せてあります。説明につきましては、Ａ３版の参考資料の方でさせて頂いたと思います。参考資料の１ページに上島合併推進協議会規約と上島合併協議会規約の対照表が載せてございます。 下線の部分が変わっているところでございます。 まず、第１条でございますが、法定の協議会となりましたので、地方自治法第２５２条の２第１項及び市町村の合併の特例に関する法律第３条

	第 1 項の規定に基づき、協議会を設置する旨、明確に規定しております。 第 2 条ですが、協議会の名称を上島合併協議会とする旨、規定しております。 第 3 条では、目的を事務に改め、1 号として、4 ヶ町村の合併に関する協議、2 号として、合併に伴う新町将来構想の策定及び新町建設計画の作成、3 号として、その他、合併に関し必要な事項というふうに改めてございます。 次に 2 ページをお開きください。 第 9 条に 2 項として「会長は、委員の 3 分の 1 以上の者から招集の請求があるときは、これを招集しなければならない。」という項を追加しております。 次に第 14 条としまして、協議会に顧問を置くことができる旨、追加しております。このことにつきましては、現時点では、顧問は置きません。必要に応じて置く予定にしております。 次に 3 ページをお開きください。 第 19 条に、第 3 項と致しまして、第 11 条の要請による協議会への関係者の出席につきまして、費用弁償が受けられる旨、追加しております。 簡単ですが、規約については、以上でございますが、規約第 19 条第 4 項に「前 3 項の報酬及び費用弁償の額並びに支給方法は、会長が別に定める。」となっております。このことにつきましても、会長が既に定め、施行しておりますので、報告しておきます。協議会資料では 78 ページに上島合併協議会委員等の報酬及び費用弁償に関する規程が載せてあります。また、参考資料の 16 ページに、これも、対照表を載せてございます。 参考資料の 16 ページ、対照表の方で説明致しますので、お開きください。 第 3 条で、日当を含んだ旅費を支給する委員と、実費のみ支給する委員とを、明確に条文化しております。また、第 4 条で、規約第 11 条の要請に応じて出席した者の旅費について、事務局所在市町村の例による旨、追加しております。後の条文につきましては、これも、任意の協議会の折りの規程と変更はございません。 以上、簡単ですが協議会の規約の報告とさせていただきます。 続きまして、上島合併協議会規約に関する協議書について報告説明致します。 この協議書の内容につきましても、任意の協議会の折りと内容につきましては、ほぼ同じでありますので、変更点のみ報告させていただきます。 協議会資料では、6 ページに、また参考資料の方では 4 ページに対照表が載せてあります。 参考資料の 4 ページの方をお開きください。 真ん中あたりに協議して定めた事項というふうにあります。そこから
--	--

説明致します。

１として、任意の協議会の方には、「任意協議会の名称について」とありますが、今回、規約の第２条で、名称については定めておりますので、法定協議会の方では、削除してございます。

次に５ページをお開きください。任意の協議会では６、法定の協議会では５ですが、幹事会及び専門部会の組織及び運営について、任意の協議会では、「幹事会は、幹事会規程のとおり、専門部会については進捗に応じで定める。」となっておりますが、法定の協議会の方では、「幹事会は、幹事会規程のとおり、専門部会については専門部会規程のとおり定める。」としております。これは、既に、８月８日に規約が施行され、それに伴い、同日付で、専門部会規程につきましても、事前協議によりまして、決定、施行されているためでございます。

事前協議書につきましても、後は、任意の協議会の折りの協議書と変更はございません。

次に、事前協議書の５に定めております、幹事会規程でございますが、これは、会議資料の６３ページ、参考資料では、７ページに対照表が添付しております。参考資料の７ページをお開きください。

第８条で、任意の協議会の折りには幹事には、旅費を支給しておりませんでしたが、これも補助対象になることから、法定の協議会では支給することにしております。また、第９条で支給方法について、追加してございます。後は、見て頂いたら解りますとおり、条文の整備だけで内容は、変更してございません。後で、ゆっくりと見てください。

次に、同じく事前協議書の５に定めております専門部会規程ですが、これも会議資料の６５ページに載せております。それと参考資料の８ページをお開きください。

これも、ここに対照表が載せてありますが、第４条を見て頂いたと思います。副部会長を１名から３名に増やしております。これは、部会長を含め、副部会長を合わせて計４名としまして、それぞれの町村に、１名の会長か、副部会長がいるようにしてございます。また、１０条で、費用弁償の支給方法を追加しております。後の条文につきましても、これも、変更はございません。

次に、専門部会規程の第３条第２項におきまして、専門部会には、必要に応じて分科会を設置することが出来ることとなっておりますが、任意協議会の折りには既に分科会設置要領を施行してございましたが、今回の法定協議会におきましても、既に、専門部会規程と同日に施行しております。協議会資料の６７ページ、参考資料では、１０ページに対照表を載せてございますので、１０ページの対照表をお開きください。

分科会の設置要領も、専門部会規程と同じく、第４条の副分科会長を１名から３名に、それと、第１０条に費用弁償の支給方法を追加してござい

	ます。後は、変更ございません。 次に、事前協議書の６に定めております事務局規程でございますが、これも会議資料の６９ページから、参考資料におきましては１１ページに対照表を載せておりますので、参考資料の１１ページをお開きください。 ここでは、第１１条で、職員の時間外勤務手当等を協議会が支給できる旨、追加しております。それと、別表の、分掌事務につきまして、若干変更しております。後は、変更はございません。 次に事前協議書８に定めております財務規程でございますが、これも協議会資料７３ページから載せてございます。参考資料は１３ページに対照表が載せてあります。 参考資料の１３ページの方をお開きください。 これも見て頂いたら解りますように、規約の変更に伴う条文の整備等で、内容は変わっておりませんので、後で見ておいてください。 以上、簡単ですが、上島合併協議会規約及び規約に関する協議書についての報告を終わらせていただきます。
木下議長	報告事項終わりましたが、これについて何か質疑等ございますか。 特に無いようでございますので、報告事項は、以上で終わります。 次に３の議決事項でございます。「議案第１号 上島合併協議会会議運営規程の制定について」、「議案第２号 平成１４年度上島合併協議会事業計画について」、「議案第３号 平成１４年度上島合併協議会予算について」いずれも関連がありますので、一括上程致します。事務局から説明致します。
大船事務局次長	それでは、説明致します。 協議会資料の１１ページをご覧ください。 「議案第１号 上島合併協議会会議運営規程の制定について」上島合併協議会会議運営規程を別紙のとおり定める。 内容について説明致します。次のページをご覧ください。 この運営規程は、第１条の趣旨に書いてあるとおり、協議会規約第１０条第３項の規定に基づいて、会議の趣旨、運営方針等を定めたものです。では、参考資料『規約規程等対照表』の１７ページ『会議運営規程対照表』をご覧ください。任意協議会の時と比較して、協議会規約の名称が変わったこと、また、規約の一部変更に伴い、条文の整備を行った以外殆ど変更はございません。ただ、第７条第２項が新たに追加され、会議録は協議会において定めた２名の委員が署名するものとしています。 また、施行日は可決後直ちにとということで、今日からと致しました。 続きまして、会議運営規程第６条第２項の規定に、「会議の傍聴につい

ては、会長が別に定める。」とありますので『傍聴に関する要綱(案)』について、説明致します。参考資料『規約規程等対照表』の１８ページ『傍聴に関する要綱対照表』をご覧ください。この要綱も、任意協議会の時と比較して、協議会規約の名称が変わったこと、また、規約の一部変更に伴い、条文の整備を行った以外殆ど変更はございません。ただ、これも施行日は可決後ただちにということで、今日からと致しました。この要綱は運営規程が可決されますと、必然的に効力が発生します。

以上、簡単ですが『上島合併協議会会議運営規程(案)』及び『傍聴に関する要綱(案)』についての説明を終わります。

続きまして、事業計画について説明致します。

協議会資料の１４ページをご覧ください。

「議案第２号 平成１４年度上島合併協議会事業計画について」上島合併協議会の平成１４年度事業計画を次のように定める。

まず、最初に、「合併協定項目の協議について」ですが、合併協定項目とは、後の協議事項で説明がありますが、合併協定書に記される事項を指しており、これには合併の方式や新町の名称等、五つの基本項目、また、協議議員、農業委員会委員の定数及び任期の取扱い、地方税の取扱い等合併特例法で規定されている五項目、さらに、その他必要な事項を協議事項として十数項目を定めるものです。この協議をしていく上での基礎資料を作成するため、専門部会等を開催し事務事業現況調査を行い、幹事会、小委員会で検討し、協議会に諮って行きたいと考えています。また、今後どの項目を、いつ、どの様に協議をしたら適当であるか、と言うことを事務局の方でたたき台を作成しながらまとめ、進めていきたいと考えています。

次に、「新町将来構想の策定について」ですが、新町将来構想は、法定事務である新町建設計画の基となるまちづくりの基本理念を示すものです。この策定にあたっては、この後の議案で皆さんに審議していただきますが、『新町将来構想策定小委員会』を設置し、将来構想、建設計画等かなりの時間を要すると思われる事項について、あらかじめ調査、審議をお願いしたいと思っております。それによって新町の進むべき方向を明らかにし、将来像、基本目標、基本施策等について、長期的総合的に定めるものです。

次に、「情報の提供について」ですが、その方法として、『協議会だより』の発行を考えています。

この『協議会だより』は、協議会、小委員会の会議の内容を可能な限り住民に周知することとし、発行は、基本的には２月に１回としますが、状況に応じて随時発行しようと考えています。

次に、「その他」と致しまして、必要に応じて先進地視察研修を行うとともに、資料、情報の収集を行い、合併に向けて調査、研究をしていくた

	いと考えております。 なお、会議の開催スケジュールは、１５ページにありますので、後で見 ておいて下さい。 以上が、平成１４年度の事業計画です。 続きまして、歳入歳出予算について説明致します。 協議会資料の１７ページをご覧ください。 「議案第３号 平成１４年度上島合併協議会予算について」平成１４年度 上島合併協議会の予算は、次に定めるところによる。歳入歳出予算、歳入 歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ１８，０００千円と定める。失礼い たしました。１８，９００千円と定めます。２歳入歳出予算の款項の区分 及び当該区分ごとの金額は、「第１表 歳入歳出予算」による。 それでは、内容説明を事項別明細書により致します。 会議資料の２１ページをご覧ください。 最初に歳入ですが、負担金として１４，０００千円。内訳として、先程、 規約に関する協議事項で報告したとおり、均等割４，０００千円、これは、 １町村当り１，０００千円の４ヶ町村分です。また、合併準備補助金とし て、１０，０００千円。これは、合併をするため国からの補助金分として 町村に配分されるものを、町村から負担金として協議会に納めてもらうも のです。今年度は、弓削町と生名村を予定しており５，０００千円の２町 村分です。また、県補助金として、市町村合併推進体制整備費補助金 ２，９３０千円、次のページにいきまして、預金利子として千円、雑入と して１，９６９千円、これは、任意協議会からの引継金を見込んでいます。 次に歳出ですが、次のページをお開き下さい。 １款運営費、１項会議費を２，４１７千円計上しています。内容につい ては、協議会５回、小委員会１２回、監査を２回開催するとして、委員の 報酬１，３１３千円、旅費５９６千円、需用費として消耗品費４５０千円、 その他役務費、使用料及び賃借料として、５８千円を計上しております。 次に、２項の事務費については、事務局職員の人件費、また事務局の経 常経費等計４，２０７千円を計上しております。 ２款事業費、１項事業推進費につきましては、需用費印刷製本費に２， １３２千円、失礼いたしました。２，２３２千円、これは新町将来構想印 刷費２００部、そのダイジェスト版４，０００部として、計７３５千円、 協議会だよりの発行費として、３，８００部１，３９６千円等を計上し、 また、新町将来構想策定業務、事務事業一元化支援業務、新町例規策定業 務の委託料として、９，４５０千円計上しています。さらに調査研究費と して、先進地視察研修の費用４７８千円計上しております。 また、予備費といたしまして１０８千円計上致しました。 以上が「平成１４年度上島合併協議会予算（案）」です。よろしくご審議 の程、お願い致します。
--	---

木下議長	議案第 1 号並びに議案第 2 号、議案第 3 号について、説明が終わりました。議案第 1 号につきまして、何か質疑はございませんか。 特に無いようでございますので、続いて、議案第 2 号について、質疑がございましたらお願いします。
村上(京)委員	はい
木下議長	はいどうぞ
村上(京)委員	平成 14 年度の事業計画のところで、平成 14 年度の事業計画のうちの 3 番目、情報の提供、協議会だよりの発行による情報の提供ということでございますが、これは、それぞれ、他の地域では、ホームページを立ち上げておりますし、また、ホームページ以外にも、その市町村においてのホームページを利用して、この合併に関する掲示板を新しく設けるなり、そういうふうな形で、一般の住民の方の考えを吸い上げるといいますか、そういう機会が、他の合併協議会の中ではありますが、こちらの上島の合併協議会の中では、そういうことは考えていないということでしょうか。お尋ねいたします。
松崎事務局長	ホームページにつきましては、現在検討中でございます。大変費用が嵩みますんで、今、状況に応じて、また検討していきたいというふうに考えております。完全にホームページをしないと、今、決定しているわけではございません。いろいろ資料を寄せたりして検討はしておりますんで、また、その件につきましては、以後の協議会の折りに返答させて頂きたいと思っております。
村上(京)委員	ありがとうございました。今まで、任意の協議会の時から、できればほしかったなと思っているんですが、他の地域のものも見るができますし、参考にすることもできますので、先進地視察をする費用が、初めから予定されているのであれば、ホームページ及び掲示板を作ることのほうも考えてほしかったなと、少し残念に思っております。弓削町には、他の町村にも町村のホームページがあるのですから、その中に、新しく掲示板のページをプラスするだけだったら、費用もそれ程かからないと思いますし、そちらのほうを考えれば費用とかそれから手間についても、ずいぶん軽減できて、なおかつ、住民の方の意見を吸い上げてくれるんじゃないかと思っております。よろしくお願いします。

木下議長	この問題につきましては、まだ詳細な計画ができておりませんので、できる限りいろいろな方法を作って、それぞれの町村ごとのものもありますし、一括したものもあるだろうと思います。できるだけ情報の提供には、努めたいというふうに思っておりますので、よろしくお願い致します。 他にございませんか。 はいどうぞ。
村上(雄)委員	事業計画ですが、将来構想策定小委員会ですね、これは任意の協議会的时候からやっとなんですが、この計画案によりますと、来年の3月に、だいたい終わるとなっているんですが、これちょっと遅いような気がするんですが、もう少し早くならないかと、……
松崎事務局長	新町将来構想につきましては、このくらいかかるというふうに思っております。委員だけで作るわけではなくて、いろいろな、今考えておりますのは、住民のアンケート等も実施したいと思っておりますし、そういうことを含めると、将来構想は、おそらくそのくらいの期間はかかるというふうに考えております。
村上(雄)委員	はい、わかりました。
木下議長	いいですか。
村上(雄)委員	はい
木下議長	ほかにございませんか。 それでは、次に議案第3号について、質疑がございましたらお願いいたします。 「異議なし」の声
木下議長	特に無いようでございますので、議案第1号、議案第2号、議案第3号一括議決して頂きたいと思いますが、原案どおり決定するにご異議ございませんか。 「異議なし」の声
木下議長	ご異議なしと認めます。よって、この3案は原案どおり決定されました。続きまして、協議事項に入ります。これは、任意協議会で協議、確認された事柄でございますが、法定協議会に入りましたので、改めて、協議し、

木下議長	順次確認をしてみたいと思います。それでは、既に任意協議会で一応確認されておりますので、一つずつ、協議第１号、続いて協議項目第１号というふうに、一つずつ順次確認をしてみたいと思います。 「協議第１号合併協定項目について」これは、２７ページでございますが、２７ページに一覧表がございます。 合併協定項目、これだけあるということでございますが、よろしゅうございましょうか。 「異議なし」の声 それでは、このとおり確認いたします。 続きまして、「協議項目第１号合併の方式について」これにつきましては、「弓削町、生名村、岩城村及び魚島村を廃し、その区域をもって新しい町を設置する新設合併とする。」という提案でございますが、よろしゅうございましょうか。 「異議なし」の声
木下議長	異議なしと認めます。よって原案どおり確認されました。 「協議項目第２号合併の時期について」は、「平成１６年１０月１日の合併を目標とする。」ということでございますが、よろしゅうございましょうか。 「異議なし」の声
木下議長	それでは、そのとおり確認されました。 続いて「第３号新町の名称について」は、「公募する。方法等については、小委員会を設置して検討する。」ということでございますが、よろしゅうございましょうか。 「異議なし」の声
木下議長	それでは、そのように確認いたします。 続いて、「第４号事務所の位置について」であります。「総合支所方式とする。管理・事務局部門を置く総合支所については、小委員会を設置して検討する。」ということでございますが、よろしゅうございましょうか。 「異議なし」の声

木下議長	それでは、そのとおり確認いたします。 第5号であります。「財産の取扱いについて」、「4ヶ町村の所有する財産は、すべて新町に引き継ぐものとする。なお、事務事業現況調査により変更することもあり得る。」というのが、前回の確認であります。よろしゅうございましょうか。 「異議なし」の声
木下議長	特にご異議も無いようですので、そのとおり確認いたします。 「第6号地方税の取扱いについて」、「地方税のうち取扱いが同一なものについては、今までどおりとする。なお、事務事業現況調査により変更することもあり得る。」というふうな確認事項でございましたが、これについては、よろしゅうございましょうか。 「異議なし」の声
木下議長	ご異議ないと認めます。 続いて、「第7号一般職の身分の取扱いについて」、「現に4ヶ町村の職員であるものは、すべて新町の職員として引き継ぐものとする。具体的な調整内容については、事務事業現況調査により調整する。」ということでございますが、よろしゅうございましょうか。 「異議なし」の声
木下議長	それでは、原案どおり確認されました。 「第8号町村議会議員の定数及び任期の取扱いについて」、「合併特例法は適用しない。なお、選挙区を設けることについては検討する。」ということでございましたが、よろしゅうございましょうか。 「異議なし」の声
木下議長	では、そのとおり確認いたします。 「第9号農業委員会委員の定数及び任期の取扱いについて」、「合併特例法は適用しない。定数等については、農業委員会法による範囲内で検討する。」ということでございましたが、よろしゅうございましょうか。 「異議なし」の声
木下議長	では、そのとおり確認されました。

	ここで休憩をいたします。　　　　　（午後２時５５分）
木下議長	それでは、再開いたします。　　　　　（午後３時７分） ５番の議決事項、「議案第４号新町将来構想策定小委員会規程の制定について」を議題と致します。事務局から説明致します。
大船事務局次長	それでは、説明致します。協議会資料の５７ページをご覧ください。 「議案第４号 新町将来構想策定小委員会規程の制定について」、新町将来構想策定小委員会規程を別紙のとおり定める。これについては、先程確認しましたとおり、新町将来構想については、小委員会を設置して検討することとなりましたので、その規程案です。 次のページをご覧ください。 この小委員会規程は、第１条の趣旨に書いてあるとおり、協議会規約１２条第１項の規程に基づいて、会議の趣旨、運営方針等を定めたものです。 では、参考資料規約規程等対照表の１９ページ、新町将来構想策定小委員会規程対照表をご覧ください。 任意協議会の時と比較して、協議会規約の名称が変わったこと、また、規約の一部変更に伴い、条文の整備を行った以外殆ど変更はありません。ただ、第２条の（所掌事務）に新町建設計画の策定が追加されました。 また、施行日は可決後直ちにということで、今日からと致しました。 以上で、「議案第４号新町将来構想策定小委員会規程の制定について」の説明を終わります。
木下議長	説明が終わりましたが、これにつきまして何かご質疑ございませんか。
村上(雄)委員	会長、規程はいいんですが、委員の人間は、いつするわけ。
松崎事務局長	説明致します。委員は、条文に書いてありますとおり、この規程によりまして定めております。第３条に、規約第７条第１項第３号に規定する委員、それから規約第７条第１項第４号に規定する委員というふうに規定してございます。
木下議長	よろしゅうございますか。
村上(雄)委員	はい
木下議長	それでは、他にございませんか。 「異議なし」の声

木下議長	それでは、「議案第４号新町将来構想策定小委員会規程の制定について」、原案どおり議決することにご異議ございませんか。 「異議なし」の声
木下議長	異議なしと認めます。よって議案第４号は、原案どおり決定されました。 続きまして、「議案第５号新町の名称・事務所の位置検討小委員会規程の制定について」を議題と致します。事務局の方から説明致します。
大船事務局次長	それでは、説明致します。協議会資料の６０ページをご覧ください。 「議案第５号新町の名称・事務所の位置検討小委員会規程の制定について」、新町の名称・事務所の位置検討小委員会規程を別紙のとおり定める。 これについても、先ほど確認しましたとおり、新町の名称及び事務所の位置については、小委員会を設置して検討することとなりましたので、その規程(案)です。 次のページをご覧ください。 この小委員会規程は、第１条の趣旨に書いてあるとおり、協議会規約第１２条第１項の規程に基づいて、会議の趣旨、運営方針等を定めたものです。では、参考資料規約規程等対照表の２０ページをご覧ください。 任意協議会の時と比較して、協議会規約の名称が変わったこと、また、規約の一部変更に伴い、条文の整備を行った以外殆ど変更はございません。ただ、施行日を可決後直ちにということで、今日からと致しました。 以上で、「議案第５号新町の名称・事務所の位置検討小委員会規程の制定について」の説明を終わります。よろしくご審議の程、お願い致します。
木下議長	議案第５号について、説明が終わりました。これにつきまして、何かご質疑ございますか。 「異議なし」の声
木下議長	特に無いようでございますので、お諮りいたします。 「議案第５号新町の名称・事務所の位置検討小委員会規程の制定について」、原案どおり決定することにご異議ございませんか。 「異議なし」の声
木下議長	異議なしと認めます。よって、議案第５号は原案どおり決定しました。 次に、その他でございますが、任意協議会の合併推進協議会の決算につ

松崎事務局長	いて説明した後、監査委員さんの報告を頂きたいと思います。 それでは、上島合併推進協議会、任意の協議会の決算報告について報告致します。 A 3の決算書報告書を、決算書を見て頂いたと思います。 まず、歳入でございますが、負担金の4,000千円しかございません。各町村均等割りで、1ヶ町村当り1,000千円となっております。 諸収入の10千円ですが、これは、預金利息でございますして、通帳を解約しませんでしたので、利息がつきませんでした。それに伴いまして、歳入は4,000千円のみということになっております。 以上、歳入予算総額4,010,000円、収入額4,000,000円となっております。 次に歳出でございますが、運営費、会議費、報酬でございますが、予算額892,000円で支出額548,400円、予算残額343,600円でございます。内訳は、任意協議会5回分の委員報酬、小委員会2回分の委員報酬、監査委員の設立総会及び決算監査計2回分の報酬でございます。 次に旅費ですが、予算額542,000円、支出額261,140円、予算残額280,860円となっております。内訳は、先程、説明致しました報酬に伴う旅費でございます。 次に需用費でございますが、予算額100,000円、支出額89,008円、予算残額10,992円となっております。内訳は、MDレコーダー、MD、電池代等でございます。 次に、運営費、事務費の旅費でございますが、予算額258,000円、支出額110,650円、予算残額147,350円となっております。内訳は、事務局員の、幹事会及び協議会出席旅費、それから研修視察旅費、事務打合せ旅費でございます。研修視察旅費は、伊予三島市の宇摩の合併協議会を研修しております。 次に、需用費でございますが、予算額400,000円、支出額378,581円、予算残額21,419円となっております。内訳は、コピー代、バインダー等一般事務費でございます。 次に、役務費でございますが、予算額120,000円、支出額34,555円、予算残額85,445円となっております。内訳は、これは電話代、郵送料等でございます。 次に、使用料及び賃借料でございますが、予算額132,000円、支出額42,912円、予算残額89,088円となっております。内訳は、パソコン用プリンターのリース料及び魚島での協議会で使用しました別船代でございます。 次に、備品購入費でございますが、予算額1,057,000円、支出
---------------	---

	額 5 5 2 , 3 0 0 円、予算残額 5 0 4 , 7 0 0 円となっております。内訳は、事務局の電話機 2 台、机、イス各 5、脇机 4、ロッカー 1、書籍庫 2、黒板 1 となっております。 事業費、予備費につきましては使っておりません。 以上歳出予算総額 4 , 0 1 0 , 0 0 0 円、支出総額 2 , 0 1 7 , 5 4 6 円、予算残額 1 , 9 9 2 , 4 5 4 円となっております。 したがいまして、歳入額 4 , 0 0 0 , 0 0 0 円から、支出総額 2 , 0 1 7 , 5 4 6 円を差し引きまして、1 , 9 8 2 , 4 5 4 円が、先程、予算額にありました法定協議会への引継ぎ金となっております。 以上簡単ですが決算の説明とさせていただきます。
木下議長	ここで、監査委員さんの監査報告をお願い致します。 生名村の山本監査委員さん
山本監査委員	平成 1 4 年度上島合併推進協議会の収支決算について、さる 8 月 9 日大船監査委員と共に審査した結果を報告申し上げます。 平成 1 4 年度上島合併推進協議会の収入支出決算について、関係書類、諸帳簿等審査した結果、すべて正確であったことを報告致します。平成 1 4 年 8 月 9 日監査委員山本峯盛、同じく監査委員大船近義、以上で監査報告を終わります。
木下議長	ありがとうございます。 合併推進協議会の決算について、何かご意見ございますか。 特に無いようでございますので、この決算書につきましては、報告どおり承認するということによろしゅうございましょうか。
木下議長	「異議なし」の声
木下議長	ではそのように決定致します。 以上で予定した事項は終わりましたが、事務局の方から何か説明がございますので、よろしくお願い致します。
松崎事務局長	次の協議会でございますが、スケジュール表では、1 0 月中旬となっておりますが、ちょうど 1 0 月中旬と言えは、お祭りのシーズンでありますので、お祭りの済んだ 1 0 月下旬で調整し、開催したいと思っております。委員の皆様方におかれましては、ご都合をつけていただいとったらと思います。それと、開催場所についても検討し、その折に、また、事前に通知、また、住民に対しても周知したいと思っておりますので、よろしくご協力お願い致します。以上でございます。

木下議長

以上で事務局からの説明も終わりましたが、この際、何かございますか。

特に無いようでございますので、第1回上島合併協議会は、これをもって終了致します。どうもありがとうございました。

以上、会議の経過を記載し、その相違ないことを証するためここに署名する。

平成14年 月 日

署名委員

署名委員